

第六次天童市行財政改革大綱

平成21年11月

山形県天童市

第六次天童市行財政改革大綱目次

第1章 大綱策定の趣旨と推進体制	1
第1節 大綱策定の趣旨と背景	1
第2節 大綱の基本方針と目標	2
第3節 大綱の位置付け	2
第4節 大綱の実施期間	2
第5節 大綱の推進体制	3
1 天童市行財政改革推進本部	3
2 天童市行財政改革市民懇話会	3
第2章 大綱の基本施策	5
第1節 分権型社会に対応する行政運営の推進	5
1 組織体制の見直しと定員管理の適正化	5
2 事務・事業の見直し	5
3 人事評価システムの導入	5
第2節 民間委託の推進	5
第3節 持続可能な財政基盤の確立	6
第4節 地方公営企業の経営健全化	6
第5節 第3セクターの経営改革	6
第3章 大綱の具体的施策	8
第1節 分権型社会に対応する行政運営の推進	8
1 組織体制の見直しと定員管理の適正化	8
(1) 観光物産課と商工振興課の統合	8
(2) 下水道事業への地方公営企業法の適用及び下水道課と水道事業所の統合	8
(3) 農業委員会事務局の組織の見直し	9
(4) 学校技能士の配置の見直し	9

(5) 田麦野公民館と高原の里交流施設の職員体制の見直し	-----	9
(6) 監査機能の充実	-----	9
2 事務・事業の見直し	-----	9
(1) 児童館の機能等の見直し	-----	9
(2) 小中学校予算執行事務の見直し	-----	9
3 人事評価システムの導入	-----	9
第2節 民間委託の推進	-----	10
1 指定管理者制度の見直し	-----	10
(1) 指定管理者制度に関する運用基準の策定と見直し	-----	10
(2) 指定管理者制度に関する評価と協定等の見直し	-----	10
2 納税に関する催告の民間委託	-----	10
3 保育園・児童館への民間活力の導入	-----	10
4 水道業務の民間委託	-----	10
第3節 持続可能な財政基盤の確立	-----	11
1 使用料及び利用料の見直し	-----	11
2 補助金の見直し	-----	11
第4節 地方公営企業の経営健全化	-----	11
1 天童市民病院への地方公営企業法の全部適用	-----	11
2 天童市水道ビジョンの策定	-----	11
第5節 第3セクターの経営改革	-----	12
1 財団法人天童市牧野公社の経営の見直しと解散	-----	12
2 株式会社スポーツクラブ天童の経営改革	-----	12
第4章 第六次天童市総合計画の実現	-----	14
第1節 第六次天童市総合計画のまちづくりの目標	-----	14
第2節 第六次天童市総合計画の実現に向けて	-----	14
資料編		
1 天童市行財政改革推進本部設置要綱	-----	16
2 天童市行財政改革市民懇話会委員	-----	18
3 大綱策定の経過	-----	19

第1章 大綱策定の趣旨と推進体制

第1節 大綱策定の背景と趣旨

本市の行政改革の取組は、まず昭和52年に全庁的に行政事務の総点検を行い、368項目の事務・事業を見直しています。また、昭和60年1月の国の「地方公共団体における行政改革推進の方針の策定について」を受けて、昭和60年8月に天童市行政改革大綱を策定するとともに、その後も平成8年3月に、平成8年度から平成12年度までの5か年を実施期間とする天童市行政改革大綱を策定し、それぞれ改革を実施しています。

平成13年2月に策定した天童市行財政改革大綱では、平成13年度から平成15年度までの3か年を実施期間として、56項目にわたる改革に取り組み、さらに、平成18年2月には天童市行財政改革大綱（集中改革プラン）を策定し、13の分野において96項目の具体的な施策を掲げて行財政改革に取り組んできました。

これらの取組により、定員管理や給与の適正化、事務・事業や組織体制の見直し、事務・事業の民間委託、透明性の向上と公正な事務を確保するための情報公開条例、行政手続条例、個人情報保護条例等の制定、行政評価の取組、電子自治体の推進、指定管理者制度の導入等が着実に進展しています。

しかしながら、地域経済の厳しい状況等を背景に、行財政運営に対する市民の認識は厳しく、不断に行政改革に取り組み、その体制を刷新していくことが求められています。

また、少子化による人口減少時代が到来し、国・地方を通じた厳しい財政状況の中で、今後は、住民の負担と選択に基づき、本市にふさわしい公共サービスを提供する分権型社会システムに転換していく必要があります。

地域づくり委員会やNPO活動等の活発化などにより、地域の振興や公共的サービスの提供は住民自らが担うという認識も市民に広がりつつあります。これまで行政が主として提供してきた公共サービスについても、今後は地域において住民団体を始めNPOや企業等の多様な主体が提供する多元的な仕組みを整えていく必要があります。行政が担う役割を重点化していくことが求められています。

これらの状況を改めて認識のうえ、より一層積極的な行財政改革の取組についてスピード感をもって推進するため、第六次天童市行財政改革大綱を策定するものです。

第2節 大綱の基本方針と目標

この大綱は、本市の行財政運営を取り巻く厳しい環境を踏まえつつ、第六次天童市総合計画の実現に向けて、社会経済情勢の変化に対応しうる柔軟かつ積極的な行政運営を可能とする経営体制の構築を基本方針とし、これまでの改革を生かしながら、次に掲げる3つの項目を目標とします。

- 第六次天童市総合計画の実現と市民サービスの向上
- スクラップ・アンド・ビルドの視点に立った行政運営とコスト削減
- 最少の経費で最大の効果を発揮するための行政組織と事務・事業の最適化

第3節 大綱の位置付け

この大綱は、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の策定について」（平成17年3月29日付け、総行整第11号、総務事務次官通知）の趣旨を踏まえ、分権型社会に対応した本市にふさわしい行財政改革の基本施策や具体的施策を定めるものです。

また、第六次天童市総合計画を始めとする本市の各種行政計画及び各部門の改革プランと整合性を保ちながら、連携・補完し、効果的な行財政改革の推進を図ります。

第4節 大綱の実施期間

この大綱の実施期間は、平成21年度を初年度とし、目標年次をその翌年度の平成22年度までとします。

第5節 大綱の推進体制

この大綱の推進に当たっては、市の各担当部局が自ら主体的に取り組むとともに、天童市行財政改革推進本部と天童市行財政改革市民懇話会がその進行管理、評価及び見直しを行います。また、この大綱の実施に関する説明責任を確保するため、その内容や進捗状況について、市報や市のホームページで公表します。

1 天童市行財政改革推進本部(資料編参照)

- (1) 本部長 市長
- (2) 副本部長 副市長、教育長
- (3) 本部長 総務部長、市民部長、経済部長、建設部長、病院事務局長、消防長、教育次長、議会事務局長
- (4) 事務局長 総務部総務課長
- (5) 事務局次長 総務部財政課長、市長公室長
- (6) 事務局 総務部総務課

2 天童市行財政改革市民懇話会(資料編参照)

天童市行財政改革市民懇話会委員 16人

第六次天童市行財政改革大綱の策定と推進体制

大綱の目標

- 第六次天童市総合計画の実現と市民サービスの向上
- スクラップ・アンド・ビルドの視点に立った行政運営とコスト削減
- 最少の経費で最大の効果を発揮するための行政組織と事務・事業の最適化

市報や市のホームページで
行財政改革取組結果を公表

行財政改革大綱の進行管理

天童市行財政改革推進本部

本部長 市長
副本部長 副市長、教育長
行財政改革大綱の策定及び実施
行財政改革に係る重要事項の協議

天童市行財政改革市民懇話会

委員 16人
市民の代表や公募委員から、市
の行財政改革の取組について自
由活発な御意見をいただく。

行財政改革大綱の策定

大綱策定の 背景と趣旨

- 1 少子化による人口減少時代への対応
- 2 分権型社会における公共サービスの見直し
- 3 行政が担う役割の重点化
- 4 行財政改革の取組のスピード化
- 5 不断の行政改革の取組と体制の刷新

第2 大綱の基本施策

第1節 分権型社会に対応する行政運営の推進

1 組織体制の見直しと定員管理の適正化

政策、施策、事務・事業のまとまりを考慮し、事務を効率的に運営できる組織に再編し、住民ニーズへの迅速な対応やスピーディーな意思決定を行うとともに、職員の責任と権限が明確化され、意思形成過程が簡素化された組織体制とします。

また、行政需要に的確に対応するため、職員の定員管理の適正化に努めるとともに、地方公営企業の職員定数については、市長部局から分離して新たに設定します。

2 事務・事業の見直し

行政需要に対する的確な対応、住民サービスの向上、行政運営のコスト削減と効率化の観点から事務・事業を見直すとともに、受益と負担の公平の確保を図ります。

3 人事評価システムの導入

分権型社会の担い手にふさわしい人材を育成することが重要な課題であり、人材育成の観点に立った人事管理や、能力・実績を重視した人事評価システムを試行・導入します。

第2節 民間委託の推進

民間企業の受託提案や他の自治体の状況などを参考にしながら、組織の規模を踏まえ、行政運営コストの削減や事務・事業の効率化等の効果を見極めた委託を行います。その際、企画部門と実施部門の分離や委託実施期間の複数年度化などの様々な手法の活用を図ります。なお、委託に当たっては、対象事業、選定基準、契約条項などの透明性を確保するとともに、個人情報保護や守秘義務の確保に十分留意し、委託した事務・事業について行政としての責任を果たし得るよう適切に評価・管理を行います。

第3節 持続可能な財政基盤の確立

使用料、利用料、手数料その他の収入について、受益者負担の適正化や徴収率の向上等に努め、自主財源の確保に努めます。また、各種団体等に対する補助金等については、行政として対応すべき必要性、費用対効果、経費負担の在り方等について検証し、整理します。

第4節 地方公営企業の経営健全化

より一層計画性や透明性が高く、安定した企業経営を推進するため、天童市民病院への地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の全部適用や水道事業に関するマスタープランの策定に取り組みます。なお、公営企業の情報開示に当たっては、人件費、料金水準等について他の自治体の公営企業と比較するなど、住民が理解・評価しやすいように工夫します。

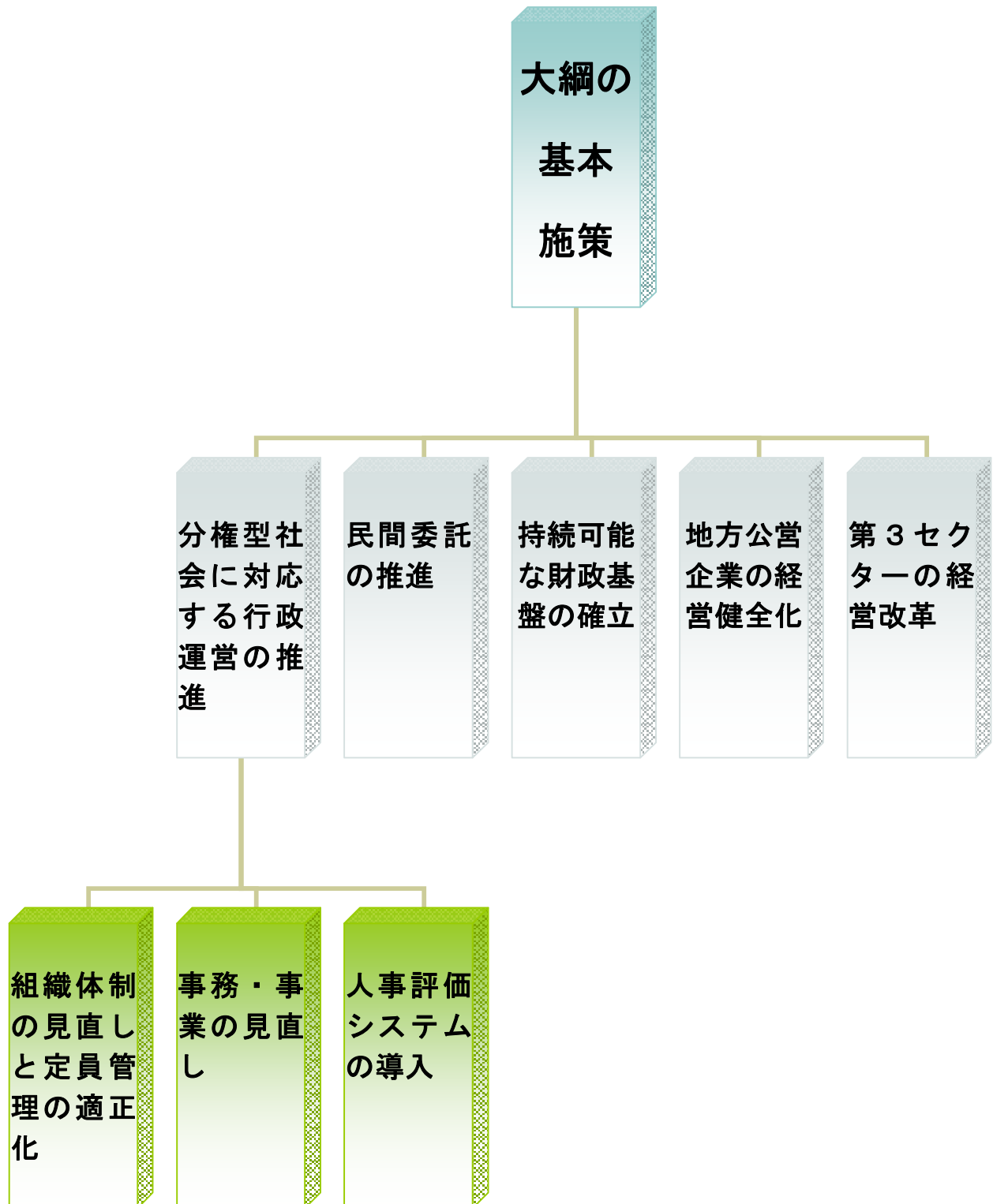
また、地方公営企業の職員定数を市長部局から分離して新たに設定するとともに、組織体制や事務・事業の見直し、民間委託等により、定員管理の適正化に努めます。

第5節 第3セクターの経営改革

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「財政健全化法」という。）の施行に伴い、累積債務等により経営が著しく悪化した第三セクターについては、その存廃も含めた改革に関し、年限を区切って外部専門家等で構成される経営検討委員会を設置し、評価検討を行います。

この経営検討委員会による検討の結果、経営状況が深刻であると判断された場合には、問題を先送りすることなく、経営悪化の原因を検証し、抜本的な経営改善策の実施や存廃を含めた経営の見直しを行います。

第六次天童市行財政改革大綱の基本施策



第3章 大綱の具体的施策

基本施策

- 1 分権型社会に対応する行政運営の推進
- 2 民間委託の推進
- 3 持続可能な財政基盤の確立
- 4 地方公営企業の経営健全化
- 5 第3セクターの経営改革

第1節 分権型社会に対応する行政運営の推進

施策の展開

1 組織体制の見直しと定員管理の適正化

(1) 観光物産課と商工振興課の統合（平成22年度）

経済部の観光物産課と商工振興課については、観光と産業に関する行政の一体化を図り、機能的・効率的な組織とするため、平成21年度中に組織の在り方を検討し、平成22年度に統合を行います。

(2) 下水道事業への地方公営企業法の適用及び下水道課と水道事業所の統合（平成22年度）

下水道事業について、平成22年度に民間企業に準じた公営企業会計方式（複式簿記）による財務諸表を作成し、平成23年4月1日から地方公営企業法を適用します。この公営企業会計の導入により、①経営状況を明確化するとともに使用料を適切に算定する、②下水道事業の経営を弾力化し、経営意識を向上させる、③下水道事業に係る資産を有効活用するなどの改革を進めます。

また、下水道事業に地方公営企業法を適用したうえで、更なる事業の効率化を図るため、平成23年度に建設部下水道課と水道事業所を統合し、当該統合に合わせて、職員定数を市長部局から分離して新たに設定し、定員管理の適正化に努めます。

施策の展開

(3) 農業委員会事務局の組織の見直し（平成22年度）

農業委員会事務局長の兼務については、主として農地に関する事務を行う農業委員会の役割と市長部局の土地基盤や生産向上等の施策を推進する役割の両面から相互に連携・補完して総合的に本市の農業振興を展開していく観点から、平成22年度に実施します。

(4) 学校技能士の配置の見直し（平成21・22年度）

現在2人体制である大規模学校の技能士については、市全体の技能士の配置を考慮しながら、技能士2人のうち1人を計画的に嘱託職員とします。

(5) 田麦野公民館と高原の里交流施設の職員体制の見直し（平成22年度）

市立田麦野公民館と市立高原の里交流施設は複合施設として運営していますが、管理運営と組織の効率化を図るため、平成21年度中に組織や職員体制の見直しを行い、平成22年度から新体制とします。

(6) 監査機能の充実（平成21年度）

随時監査、行政監査、財政支援団体の監査などの監査に対応し、監査機能を一層充実するとともに、行政事務の透明性の確保を図るため、平成21年度から監査の実施計画、結果等について、市のホームページで公表します。

2 事務・事業の見直し

(1) 児童館の機能等の見直し（平成22年度）

市児童館については、保育ニーズの動向を見据えながら、平成22年度に児童館の機能、保育時間、保育日数、入所要件、使用料等を見直します。

(2) 小中学校予算執行事務の見直し（平成22年度）

教育委員会教育総務課が一括して行っている市立小中学校の予算執行事務については、予算の適正管理、支払いの迅速化及び事務の効率化を図るため、平成22年度から各小中学校において処理するようシステムや事務を見直します。

3 人事評価システムの導入（平成22年度）

分権型社会の担い手にふさわしい人材を育成する観点に立ち、平成21年度中に人事管理並びに能力及び実績を重視した人事評価システムを検討し、平成22年度から試行・導入を図ります。

第2節 民間委託の推進

1 指定管理者制度の見直し

(1) 指定管理者制度に関する運用基準の策定と見直し（平成21年度）

平成17年8月に指定管理者制度に係る基本方針、事務処理の手続等をまとめた天童市指定管理者制度の指針を制定し、公の施設への指定管理者制度の導入を進めたことにより、民間の経営・管理の能力を生かした市民サービスの向上や経費縮減による財政効果等の成果を上げてきました。

一方、指定管理者制度導入の適否、指定管理者に関する評価及び監査、法律の運用による対象施設の拡大、利用料金制度導入の適否、社会経済情勢の著しい変化があった場合の委託料の取扱いなどの課題も生じているため、当該課題に対応する観点から、平成21年度に指定管理者制度に関する運用基準を策定するとともに、必要に応じて随時当該運用基準の見直しを行います。

(2) 指定管理者制度に関する評価と協定等の見直し（平成21・22年度）

指定管理者制度を導入している施設について、受託者が市との協定に従って各施設において適正かつ確実なサービスを提供しているかを平成21年度に検証するとともに、委託内容及び管理に係る課題の整理を行い、必要に応じて、平成22年度以降の市と指定管理者との協定等を見直します。

2 納税に関する納付案内の民間委託（平成21年度）

未納者対策の一環として、平成21年度から納税に関する電話による納付案内を民間業者に委託し、納税勧奨を行います。具体的には、現年度分の市税、国民健康保険税、税外収入について休日や夜間を中心に電話による納付案内を実施し、税の徴収体制を強化します。

3 保育園・児童館への民間活力の導入（平成22年度）

市立保育園及び市児童館への民間活力の導入について、子育て環境の変化などによる市全体の保育ニーズの動向を見据えながら、新わらべプラン後期計画に位置づけます。

4 水道業務の民間委託（平成22年度）

給水装置工事に関する申込み・審査・完了検査の業務について、平成22年度から民間の事業者へ業務委託を行います。

第3節 持続可能な財政基盤の確立

施策の展開

1 使用料及び利用料の見直し（平成21・22年度）

公共施設の使用等に関する受益者負担の適正化を図るため、平成21年度に、使用料及び利用料の減額・免除の見直しを行います。また、使用料及び利用料に関する受益者負担、算定方法、見直し時期等に関する基準を平成22年度に策定します。

2 補助金の見直し（平成21・22年度）

補助金の定義の明確化、見直し時期の明示等補助金の在り方に関する基本方針を平成21年度に策定し、平成22年度から適用します。

第4節 地方公営企業の経営健全化

施策の展開

1 天童市民病院への地方公営企業法の全部適用（平成22年度）

天童市民病院に対して、平成22年4月から地方公営企業法を全部適用することにより、市長が任命する病院事業管理者が組織、予算等の権限を掌理し、経営責任の明確化、機動性・迅速性の発揮、自立性の拡大、経営意識の向上を図って、市民の信頼にこたえる健全で安定的な病院経営を行います。また、天童市民病院の職員定数を市長部局から分離して新たに設定し、定員管理の適正化に努めます。

2 天童市水道ビジョンの策定（平成21年度）

近年、水道水に対する利用者のニーズが高度化・多様化するとともに、安全性の向上や災害に影響されない安定性などが求められています。その一方で、人口減少社会の到来や、社会的な節水傾向の影響などにより、水道水の需要は頭打ちとなっています。このような状況の中、安全な水の安定供給と健全経営を実現するためのマスタープランとして、本市の水道事業が目指す将来像と取り組むべき施策を明らかにした天童市水道ビジョンを策定するとともに、社会経済情勢の変化に対応して随時その内容の見直しを行います。

第5節 第3セクターの経営改革

施策の展開

1 財団法人天童市牧野公社の経営の見直しと解散（平成21・22年度）

財政健全化法による地方自治体の将来負担比率算定において、BランクからEランクまでに該当する第三セクターは、経営検討委員会を設置し、その改革案を策定することとされています。財団法人天童市牧野公社（以下「牧野公社」という。）は、地方自治体の将来負担比率算定の最低ランクであるEランクに該当するため、牧野公社の負債は本市の実質負担債務となります。

市は、平成20年度に財団法人天童市牧野公社経営検討委員会を設置し、牧野公社の事業に係る需要動向、経営収支、組織存続等の見通しについて検討を行った結果、牧野公社の経営の継続は困難であり、牧野公社は解散が妥当であるとの答申を得ました。このため、平成21年度に牧野公社が管理している公の施設等の管理運営の在り方を検討するとともに、平成22年度から解散に向けた協議、手続等を進め、平成23年度に牧野公社を解散します。

2 株式会社スポーツクラブ天童の経営改革（平成21年度）

市の第三セクターである株式会社スポーツクラブ天童は、財政健全化法による地方自治体の将来負担比率算定において、Cランクに該当します。このため、市は、平成21年度に株式会社スポーツクラブ天童経営検討委員会を設置し、抜本的な経営改善策の実施や会社の存廃を含めた経営の見直しを行います。

第六次天童市行財政改革大綱の具体的施策

基本施策	具体的施策	実施年度
分権型社会に対応する行政運営の推進	1 組織体制の見直しと定員管理の適正化	
	(1) 観光物産課と商工振興課の統合	平成22年度
	(2) 下水道事業への地方公営企業法の適用及び下水道課と水道事業所の統合（平成23年4月1日に地方公営企業法を適用し、平成23年度に下水道課と水道事業所を統合）	平成22年度
	(3) 農業委員会事務局の組織の見直し	平成22年度
	(4) 学校技能士の配置の見直し	平成21・22年度
	(5) 田麦野公民館と高原の里交流施設の職員体制の見直し	平成22年度
	(6) 監査機能の充実	平成21年度
	2 事務事業の見直し	
	(1) 児童館の機能等の見直し	平成22年度
	(2) 小中学校予算執行事務の見直し	平成22年度
3 人事評価システムの導入	平成22年度	
民間委託の推進	1 指定管理者制度の見直し	
	(1) 指定管理者制度に関する運用基準の策定と見直し	平成21年度
	(2) 指定管理者制度に関する評価と協定等の見直し	平成21・22年度
	2 納税に関する催告の民間委託	平成21年度
	3 保育園・児童館への民間活力の導入	平成22年度
4 水道業務の民間委託	平成22年度	
持続可能な財政基盤の確立	1 使用料及び利用料の見直し	平成21・22年度
	2 補助金の見直し	平成21・22年度
地方公営企業の経営健全化	1 天童市民病院への地方公営企業法の全部適用	平成22年度
	2 天童市水道ビジョンの策定	平成21年度
第3セクターの経営改革	1 財団法人天童市牧野公社の経営の見直しと解散	平成21・22年度
	2 株式会社スポーツクラブ天童の経営改革	平成21年度

第4章 第六次天童市総合計画の実現

第1節 第六次天童市総合計画のまちづくりの目標

第六次天童市総合計画（以下「総合計画」という。）の基本構想の施策では、次の5つのまちづくりの目標を掲げています。なお、具体的な施策については、総合計画の基本構想や基本計画で定めます。

- 1 安心して健やかに暮らせるまちづくり
- 2 魅力と活力ある産業のまちづくり
- 3 緑ある住みよい環境のまちづくり
- 4 生き生きとした人をはぐくむまちづくり
- 5 健全な行財政運営と協働のまちづくり

第2節 第六次天童市総合計画の実現に向けて

この大綱の推進により、事務・事業と行政組織の最適化を図ったうえ、無駄を省いて削減した行政運営コストについては、第1節に掲げる総合計画の基本構想のまちづくりの目標を実現するための経費に充当します。

また、この大綱の実施期間終了後においても、不断に行政改革に取り組み、体制を刷新するための新たな行財政改革大綱を策定し、第六次天童市総合計画に掲げる施策の実現を図っていきます。

第六次天童市総合計画の実現に向けて



行財政改革のサイクル

第六次天童市行財政改革大綱資料編

1 天童市行財政改革推進本部設置要綱

天童市行財政改革推進本部設置要綱

平成7年訓令第8号

(設置)

第1条 社会経済情勢に対応した地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムの確立に資するため、天童市行財政改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 天童市行財政改革大綱の策定及び実施に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、行財政改革に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、本部長があらかじめ定める順序によりその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長は、必要があるときは、会議に本部員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 本部に特定の事項を調査及び検討させるため、必要に応じ幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

(事務局)

第7条 本部に庶務その他の事務を処理させるため、事務局を置く。

- 2 事務局は、事務局長、事務局次長及び事務局員をもって組織する。

3 事務局長は、総務部総務課長をもって充て、事務局次長は、財政課長及び市長公室長をもって充てる。

4 事務局員は、事務局長が指名する者をもって充てる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則 (平成12年3月30日訓令第6号)

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日訓令第23号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月27日訓令第4号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日訓令第16号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

本部員	総務部長
	市民部長
	経済部長
	建設部長
	病院事務局長
	消防長
	教育次長
	議会事務局長

2 天童市行財政改革市民懇話会委員

天童市行財政改革市民懇話会委員名簿

平成21年5月現在

番号	氏名	役職等の名称	摘要
1	大山 惣右エ門	天童市老人クラブ連合会会長	
2	高 橋 ゆき江	天童温泉お駒会会長	
3	佐 藤 慎 三	山形銀行天童支店長	
4	赤 塚 文 昭	公募委員	
5	大 石 俊 樹	天童市清池工業団地管理組合理事長	
6	佐 藤 泰 子	天童市婦人団体連絡協議会会長	
7	鈴 木 理 文	学識経験者	
8	近 野 和 弘	天童市連合青壮年会会長	
9	佐 藤 辰 也	公募委員	
10	後 藤 健 二	天童市PTA連合会会長	
11	山 口 静 子	天童市農業委員会委員(女性委員)	
12	國 井 幸 夫	天童市自主防災会連絡協議会会長	
13	黒 澤 光 高	山形新聞社天童支社長	
14	佐 藤 信 孝	公募委員	
15	大 川 健 嗣	学識経験者	座長
16	矢 野 登喜子	公募委員	

3 大綱策定の経過

第六次天童市行財政改革大綱策定の経過

日 程	会議名等	内 容
平成21年 5月18日(月)	第1回行財政改革推進本部事務局会議	新行財政改革大綱の策定について
6月18日(木)	第1回行財政改革推進本部会議	第六次行財政改革大綱骨子案について
7月13日(月) ～7月27日(月)	第六次行財政改革大綱に関する提案書の提出	各担当部局が第六次行財政改革大綱策定に関する提案書を総務課に提出
9月17日(金) ～10月2日(月)	第六次行財政改革大綱素案に関する協議	第六次行財政改革大綱素案について各関係部局に協議
9月25日(金)	第2回行財政改革推進本部事務局会議	第六次行財政改革大綱素案の課題整理
10月 9日(金)	第2回行財政改革推進本部会議	第六次行財政改革大綱案の検討
10月14日(火)	第六次行財政改革大綱案に係る関係部課長会議	第六次行財政改革大綱案に係る課題の協議(下水道課・水道事業所統合)
10月27日(火) ～11月2日(月)	第六次行財政改革大綱修正案に関する協議	行財政改革推進本部及び関係課等に第六次行財政改革大綱修正案を協議
11月 4日(水)	行財政改革市民懇話会	第六次行財政改革大綱案について市民の代表や公募委員と意見交換
11月 5日(木)	市議会総務教育常任委員会研修会	市議会総務教育常任委員会研修会で第六次行財政改革大綱案を説明
11月9日(月)～ 11月13日(金)	第六次行財政改革大綱案に関する協議	第六次行財政改革大綱案について各課等に協議
11月13日(金)	市議会総務教育常任委員会	市議会総務教育常任委員会に対して第六次行財政改革大綱案を説明
11月13日(金)	第六次行財政改革大綱の策定	第六次行財政改革大綱を策定(市長決裁)
11月24日(火)	平成21年度第17回部長会	部長会に第六次行財政改革大綱の策定を報告
12月 1日(火)	第六次行財政改革大綱の公表	第六次行財政改革大綱を市報及び市のホームページで公表

第六次天童市行財政改革大綱

策 定 平成21年11月13日策定

事務局 天童市行財政改革推進本部・天童市総務部総務課

〒994-8510 天童市老野森一丁目1番1号

電 話 023-654-1111

F A X 023-653-0704

URL <http://www.city.tendo.yamagata.jp/>
